

平成24年10月11日

雲南市水道事業管理者  
雲南市長 速水雄一様

雲南市水道事業に関する審議会  
会長 和泉利男

### 水道料金の改定について（答申）

平成24年2月15日付け水総第162号で諮問がありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1. 答申事項

今回の諮問については、雲南市の水道事業運営に係る水道料金の見直しについてであります。少子・高齢化が進み本格的な高齢化社会の到来とともに、雲南市の人口も減少傾向にあり、併せて節水意識の高まりや、それに伴う節水器具等の普及により、給水量が減少することが予想されます。

給水量の減少は、とりもなおさず給水収益の減少に直結しており、雲南市の水道事業の経営が非常に厳しいものになることが予想されますが、長引く景気低迷の中、医療費や各種保険料の増加など市民の負担が増加している中で水道料金の改定は、新たに市民の負担をもたらすものであります。

現行の水道料金は、平成19年度から平成23年度までの5カ年を見込まれておりましたが、先に述べましたように今後の雲南市水道事業運営を巡る社会情勢や経済情勢等を勘案いたしますと、「安全な水を安定供給する」という水道事業に課せられた使命を果たすためには水道施設の計画的な整備や、安定した財源の確保が不可欠であります。

市が示された平成25年度から平成28年度までの4カ年の整備計画並びに収支計画を見ますと、施設整備においては大東町の海潮地区への給水エリア拡張計画や、老朽化する水道施設の更新等に配慮したものとなっており、収支計画を見ますと減価償却費や企業債償還に係る経費等に多額の財源が必要とされることから、現状のままでは平成25年度以降、事業会計が急激に悪化する見込みであり、健全経営が難しい状況になると判断いたします。

雲南市水道事業に関する審議会（以下「審議会」という。）では、こうした雲南市水道事業を巡る状況等について様々な視点から慎重審議し、利用者への安全・安心な水道水の供給という使命に応えることが最も重

要であり、引いては定住対策、産業振興等にも影響するとの共通した認識を得るに至り、次のとおり答申いたします。

- (1) 今回の水道料金改定は、水道事業の健全な運営を図る観点から妥当と判断いたします。
- (2) しかしながら、諮問に示された改定案では、基本料金で平均 5.2%、25 立方メートルまでの従量料金単価を 10 円引き上げるとされており、市民の多くが利用する口径 13 ミリメートルでは、使用水量が少ない利用者への負担が大きくなっております。
- (3) 従いまして、審議会としては現行の料金体系を維持しつつ、別紙のとおり基本料金を平均 4.3%、従量料金単価を 5 円引き上げる改定とされるよう要望します。
- (4) 更に、平成 25 年 4 月 1 日からとされている改定期間についても、平成 24 年 3 月末に市の「財政非常事態宣言」が解除されたばかりであり、この時期に水道料金を引き上げるとは、新たな市民への負担を強いること、併せて今後の議会審議、市民等への周知期間等を考慮すると適切でないとの結論に達し、改定期間については一定の期間を経てから実施されるよう配慮をお願いします。
- (5) また今回の料金改定にあたっては、一般会計からの補助金が計画され、大幅な水道料金引き上げが低く抑えられていますが、今後の状況変化によっては、補助金の更なる上積み等の配慮をお願いします。

## 2. 付帯意見

- (1) 水道料金改定に伴う市民等への周知については、市広報紙などでその理由や内容を含めて判り易く周知すること。
- (2) 今後の水道事業運営にあたっては、漏水対策の実施、維持管理経費の見直しなど、なお一層の経費縮減による企業努力をすること。
- (3) 水道事業会計は、水の継続的供給と水道料金の支払いが相互に対価関係にある双務契約であり、水道料金収入は主たる財源であるので、未納対策については、これまで以上に適正かつ公正な措置を講じ、徴収に努めること。
- (4) 簡易水道については、国の方針として平成 28 年度までに上水道と経営統合することが示されており、簡易水道の上水道への統合後の運営については適切な時期に検討すること。

以上